

プラント設備解体撤去の準備について

令和3年9月、環境省からPCB廃棄物処理の継続の検討要請がなされ、大阪市は当該要請を受け入れることとされました。その後、PCB処理基本計画の改定に伴って「事業終了準備期間」を活用し処理が継続されることとなりました。

このような状況の中で、大阪PCB処理事業所では、操業運転をしながら、解体撤去の準備として装置、機器類のPCB除去分別を順次進めたうえで、プラント設備の本格的な解体撤去工事に着手したいと考えています。

令和3年度から施設の解体撤去の準備として、本格的な解体撤去を行うための作業場所を確保するため小型解体室の一部装置、機器類について撤去を実施しております。

今後、営業物や運転廃棄物の処理に係る施設の稼働状況を踏まえながら、小型解体室に残っている装置、機器類及び大型解体室にある装置、機器類を計画的に撤去いたします。

また、今後使用する予定のない配管やタンク類の循環洗浄等も行いPCBの除去分別を順次進めてまいります。

なお、施設の解体撤去、またその準備の実施にあたっては、次の3点を基本方針として取り組むこととしております。

- ① 環境の保全の徹底
- ② 工事における万全な安全衛生の確保
- ③ ステークホルダー等の理解と信頼の確保のための情報共有・公開

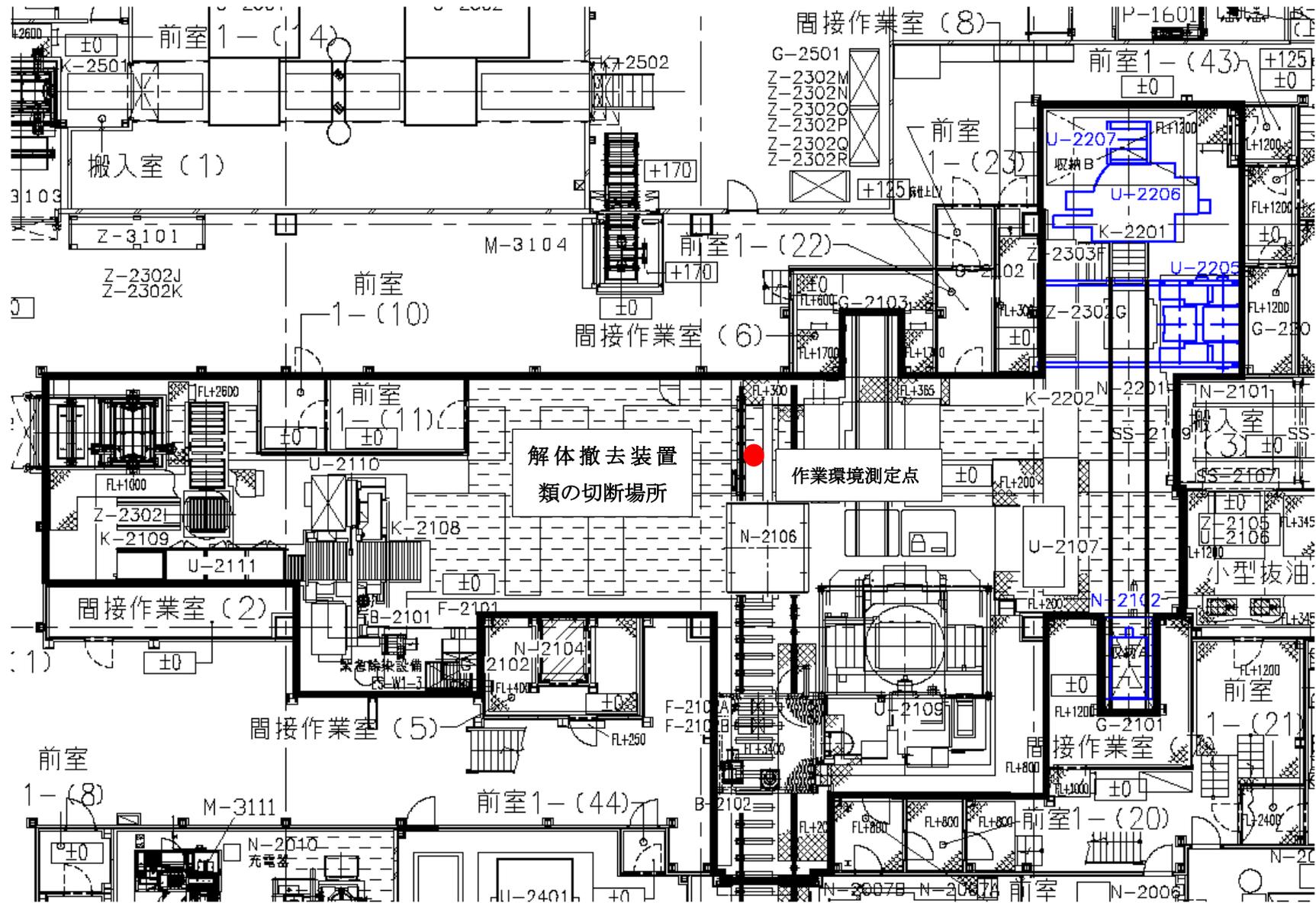
小型解体室一部解体撤去工事(報告)

令和3年10月開催の監視部会において、計画をご説明した小型解体室一部解体撤去工事については、令和4年4月に大型コンデンサ用容器裁断装置等の機器の解体撤去を開始し、令和4年6月末に完了いたしました。小型解体室機器配置図を別紙1に、解体撤去工事前と解体撤去工事後の写真を別紙2に示します。

解体撤去工事作業期間のPCB作業環境測定結果は、2～4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。作業着手前及び作業終了後の1～2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と同程度か少し上昇しましたが、作業環境中のPCB濃度の許容濃度である10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を十分に下回っていました。

なお、解体撤去した装置類のPCB付着状況調査結果は、拭き取り試験により確認することとなっておりますが、0.3～100 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ と低濃度PCB汚染物の付着レベル(0.1 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2 < \text{値} \leq 1,000\mu\text{g}/100\text{cm}^2$)であり、またPCB作業環境濃度が上記のとおり0.5以上10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の範囲であることから、その結果に応じた保護具を着用して工事を実施しました。

解体撤去物等については、解体撤去した機器類16.7tに加え、小型解体室にあった過去の仮設足場材等の工事等残置物や電線管・電線類・サポート等合わせて約40tを低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設等に適正に払出を行いました。



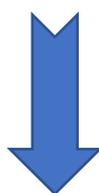
小型解体室 除却済機器配置図

A3 1:100 — : 解体・撤去

解体撤去前



解体撤去後



撤去物搬出重量

- ・解体撤去機器 約16.7 t
- ・過去の工事等残置物 約23.3 t

合計約40.0 t

